大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 した旨届出があった。

令和4年11月29日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 有限会社小専商店
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーオセン北上店 北上市流通センター8番1号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の所在地
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
 - ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
 - ア 平成16年11月24日
 - イ 平成17年11月1日及び令和3年7月15日
 - ウ 平成17年11月1日及び令和3年7月15日
- (5) 変更の理由
 - ア 住居表示の確定のため
 - イ 設置者の住所及び代表者の変更のため
 - ウ 小売業者の住所及び代表者の変更のため
- 2 届出年月日 令和4年11月15日
- 3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所